

令和4年3月25日

担当課：総務事務厚生課
調達班

内 線：2523

直 通：092-643-3092

担 当： 富松、永田

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置物品業者 商号又は名称（住所）：

- ① ナカバヤシ株式会社（大阪府大阪市中央区北浜東1番20号）
- ② トップラン・フォームズ株式会社（東京都港区東新橋1丁目7-3）
- ③ 小林クリエイト株式会社（愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地）
- ④ 株式会社イセトー（京都府京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552番地）

2 指名停止の期間：

- ①は、令和4年3月25日～令和4年6月24日（3箇月間）（※）
- ②～④は、令和4年3月25日～令和4年9月24日（6箇月間）
- （※）課徴金減免制度適用業者

3 事実概要：

公正取引委員会は、日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等の参加業者26社に対し、3月3日に、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

本件は、特定データプリントサービスの入札等の参加業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

については、入札等の参加業者26社のうち、本県の入札参加資格を有する、ナカバヤシ株式会社ほか3社について、指名停止措置を行うもの。

4 指名停止の理由：

上記の事実は、「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱」別表その2第6号に定める措置要件に該当する。

【指名停止等措置要綱 別表その2第6号該当】

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した物品購入等の契約に係る業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内